

# 令和7年度 第12回新道区地域協議会 次第

日時：令和8年3月24日(火)18:30～

会場：新道地区公民館 多目的ホール

---

## 1 開会

## 2 議題

### (1) 報告事項

- ・上越市公共施設等総合管理計画に基づく取組の対応（案）について（資産活用課）

### (2) 自主的な審議

- ・自主的な審議事項について

## 3 その他

### (1) 次回開催日程について

日 時：令和 年 月 日（ ） 時 分～  
会 場： \_\_\_\_\_  
内 容： \_\_\_\_\_

### (2) その他

## 4 閉会

---

### 〔資料・配布物〕

- ・次第
- ・資料 1-1 総合管理計画に基づく取組
- ・資料 1-2 総合管理計画に基づく取組（参考資料）
- ・資料 1-3 公の施設白書（令和6年度実績）
- ・資料 2 自主的な審議のフレームワーク

### ～ 地域協議会における会議の心得 5か条 ～

- その1 自分以外の人の考えも聞きましょう（自分ばかり話さない）
- その2 発言は簡潔にしましょう（だらだら話さない）
- その3 建設的な話し合いをしましょう（頭から否定しない）
- その4 話し合いやすい雰囲気を大切にしましょう（相手を責めない）
- その5 個人の意見は平等に扱きましょう（一人の強い意見に偏らない）

# 上越市公共施設等総合管理計画に基づく取組の対応（案）

- 1 公の施設の適正配置について
- 2 公の施設の適正管理について
- 3 公の施設の受益者負担の適正化について

令和8年3月24日  
財務部 資産活用課



上越市  
JOETSU CITY

## I 上越市公共施設等総合管理計画に基づくこれまでの取組



上越市  
JOETSU CITY

上越市では、平成27年度に策定した「上越市公共施設等総合管理計画（それ以前は行政改革推進計画等）」に基づく取組として、次の取組を継続的に実施

### 1 公の施設の適正配置

- 合併前の市町村では、小中学校や行政庁舎などの基礎的サービスを提供する施設、生活の質を向上させる文化・スポーツ施設、地域活性化のための観光・農林水産業施設などをフルセットで整備
- 市町村合併以後、施設の老朽化、利用者数の減少、市民ニーズの変化などを踏まえ、定期的に機能集約による施設の統合や設置目的を達成した施設を休廃止
- 市町村合併時に約1,000あった施設数は、令和7年4月時点で612施設まで減少したが、老朽化や利用者の減少が進む中で、機能集約が進んでおらず未だ多い状況

### 2 公の施設の適正管理

- 集会施設やスポーツ施設などの開館・閉館時間は、市町村合併時に、原則として合併前上越市の施設を基に統一
- 以後、施設の利用状況等を踏まえ、随時、開館・閉館時間、休館日、管理手法（職員常駐、指定管理者制度の導入）などを見直してきたが、統一的な見直しは進んでいない状況

### 3 受益者負担の適正化

- 施設の使用料等は合併後3年以内に調整、減免基準は合併前上越市に統一
- 以後、適正な受益者負担になるよう、定期的に見直しを実施しており、今回の見直しはその一環（前回の見直しは令和2年度）

## II 公の施設に関する現状、問題、対応方針

| 現状             | 問題等  |
|----------------|--|
| 類似施設を多数保有      | 施設利用の分散<br>⇒ 施設稼働率の低下<br>⇒ 維持管理経費の増加   |
| 施設の建設から年数が経過   | 施設・設備の老朽化、施設機能の陳腐化<br>⇒ 投資修繕・維持管理経費の増加<br>⇒ 利用者数の減少、使用料等の減少                              |
| 人口の減少、趣味の多様化   | 利用者数の減少<br>⇒ 施設稼働率の低下<br>⇒ 使用料等の減少   |
| 物価高騰、労務費上昇     | 投資修繕・維持管理経費の増加   |
| 市財政状況の悪化       | 一般財源の減少<br>⇒ 全ての施設を維持するのは困難  |
| 受益者負担の不均衡      | 維持管理経費に対する受益者負担割合の低下<br>⇒ 施設未利用の市民を含む税負担の増減<br>減免適用の拡充による利用者間負担の不均衡<br>⇒ 減免利用と非減免利用の差の拡大 |
| 施設面でのまちづくりの不透明 | 残す施設（機能）ではなく、廃止する施設を検討<br>将来的に存続する施設（機能）が不明確<br>適正配置等の取組に対する市民感情への配慮                     |
| 働き方改革の推進       | 施設管理従事者への配慮<br>⇒ 週休1日以下の施設も多数ある  |

| 対応方針  |
|---|
| <p><b>【公の施設の適正配置】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 基礎的サービス施設（集会施設やスポーツ施設等）<br/>…施設機能の集約、休廃止</li> <li>・ 政策的サービス施設（温浴・宿泊施設、観光施設や農業体験施設等の地域振興施設等）<br/>…設置効果が低下している施設等を休廃止</li> </ul> <p>※将来的に必要な施設は存続するまちづくりの観点での取組（地域振興・コミュニティの維持に留意）</p> |
| <p><b>【公の施設の適正管理】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 開館時間や休館日の見直し</li> <li>・ 管理人常駐の見直し</li> </ul>   |
| <p><b>【公の施設の受益者負担の適正化】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 使用料等の見直し</li> <li>・ 減免基準の見直し</li> </ul>   |



2

## III 公共施設等総合管理計画に基づく取組

人口減少など社会経済情勢が変化する中において、本市では類似施設を多数保有しているほか、類似のサービスを提供する民間施設の進出等により、当初の目的と異なる利用実態となっている施設や、有効な利活用に至っていない施設を抱えており、また、その対応策が十分に図られていないことから、「将来負担の軽減」を念頭に、次の視点を持って取り組むこととする。

- 市民ニーズ（利用動向・利用実態）を踏まえつつ、施設（建物）の性能だけではなく、施設の本来目的・サービス・機能に着目し、人口や財政規模などを考慮した最適な量と質の確保の観点から、将来の施設面でのまちづくり（施設配置の在り方）を見据えた適正配置を行う。  
**【公の施設の適正配置】**
- 老朽化等により施設の機能維持が困難になった場合や地域社会の状況変化によって施設の必要性が著しく低下した場合は、その時点で関係者と協議し、改めて施設の方向性を検討する。  
**【公の施設の適正配置】**
- 存続させる施設については、利用実態にあわせた開館時間や休館日の設定、施設職員の常駐の必要性を検討し、サービスの低下を最小限に抑えた上で、最大限の効率的な管理運営を行う。  
**【公の施設の適正管理】**
- 施設の運営及び管理に係る費用は、施設利用者の使用料等で一部が賄われているが、その大半は施設を利用しない人を含む市民全体の税により負担されていることから、受益と負担の公平性や公正性を確保し、市民から理解が得られる合理的な使用料等の設定を行う。  
**【公の施設の受益者負担の適正化】**

3

1 公の施設の適正配置

使い続ける施設や機能を検討。残すべき機能でも可能な限り使い続ける施設に集約。使い続けられない施設は休廃止や民間の利活用を検討。総合管理計画に基づく取組により、使い続ける施設の長寿命化等に要する費用を捻出

(1) 令和8年度

前期計画（令和3年度～7年度）で取組が遅延の施設の休廃止を検討

(2) 後期計画（令和9年度～12年度）

政策的サービス施設を中心に、基礎的サービス施設であっても当初の設置目的と異なる施設や有効な利活用に至っていない施設のほか、市民にとって必需性が相対的に低く、財政寄与度が大きい施設（現在及び将来的に経費負担が大きい施設、費用対効果が低い施設、市街化区域内にあり民間利活用が可能な施設など）を抽出し、休廃止等を検討

(3) 次期適正配置計画（令和13年度以降）

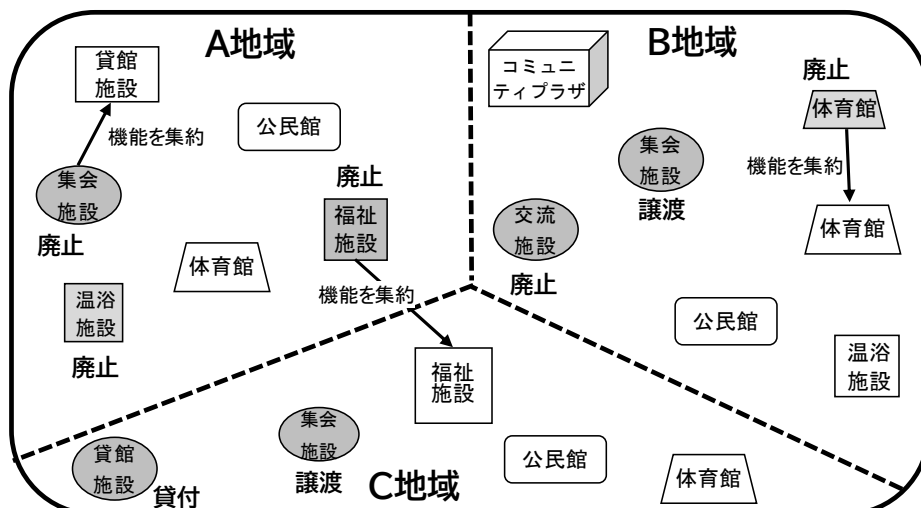
将来（20年後）を見据えた基礎的サービス施設の抜本的な機能集約  
検討に当たっては、令和9年度以降に地域の皆さんと複数年かけ、十分な協議を行い、各地域の将来を見据えて使い続ける施設や機能集約を検討

「第4次上越市公の施設の適正配置計画（令和3年度～令和12年度）」における配置バランスの（圏域別の配置を検討）のイメージ

施設の適正配置を検討するに当たっては、施設の用途や機能、利用圏域（施設の利用者の居住地域）等を踏まえ、該当するカテゴリーの各施設を「広域拠点施設」、「市域拠点施設」、「地域圏拠点施設」、「生活圏拠点施設」、「コミュニティ圏拠点施設」に区分します。

また、それぞれの区分において、各カテゴリーにおける施設の配置バランスの検討を行います。

「地域圏拠点施設」及び「生活圏拠点施設」については、地域のまとまりや居住状況のほか、カテゴリーごとの施設の配置状況等を踏まえ地域区分を設定します。



**2 公の施設の適正管理**

利用実態（需要）にあわせた施設の開館時間や休館日、管理手法の見直し（サービス水準の低下の回避や管理運営に従事する施設職員等の時間外労働の上限規制や年次有給休暇の取得などの働き方改革を考慮）

- 施設の開館時間は9時～21時を基本とする。屋外施設は日の出から日没までを基本とする。
- 休館日は週休2日、最低でも週休1日を基本とする（近隣の施設と休館日の設定をずらし、一定のエリアで利用可能な施設があるように配慮）。
- 平日昼間や夜間などの稼働率が低い時間帯や、冬期間等の閑散期は、休館を検討する。
- 施設職員等の常駐の必要性を検証し、予約制や鍵管理の導入により非常駐化を検討する。

**3 公の施設の受益者負担の適正化**

(1) 使用料等の見直し（医療費や保育料等、法令で定められているもの等は除く。）

「公の施設使用料等の算定に係る基本方針」に基づく定期的な使用料等の見直し（激変緩和は原則1.5倍以内、貸館施設やスポーツ施設などの基礎的サービス施設は、利用者の負担増に配慮し1.1～1.2倍）

- 市内の同種同様の機能を有する施設で価格差が大きい場合は、平準化も検討する。
- ただし、前項の市内施設の平準化や他市町村の類似施設の使用料との価格差が大きい場合などは、これを超える改定額の設定も検討する。

(2) 減免基準の見直し

適正配置、適正管理、使用料等を見直しを踏まえ、関係者（減免対象者）と協議を開始

6

**IV 三つの取組（令和9年度開始）のスケジュール（案）**

|       |         | 適正配置                          | 適正管理       | 使用料       |
|-------|---------|-------------------------------|------------|-----------|
| 令和7年度 | R8. 2   | 市議会所管事務調査で各取組の基本的な考え方を説明      |            |           |
|       | R8. 3～  | 地域協議会や利用者向けに基本的な考え方を説明        |            |           |
| 令和8年度 | R8. 4～  | 関係者と協議                        |            |           |
|       | R8. 7～  |                               | 地域協議会へ諮問答申 | 地域協議会へ報告  |
|       | R8. 9～  | 地域協議会へ説明                      | 条例改正議案を提案  | 条例改正議案を提案 |
|       | R8. 10～ |                               | 利用者への周知    | 利用者への周知   |
|       | R8. 12～ | 市議会所管事務調査で計画案を報告<br>パブリックコメント |            |           |
| 令和9年度 | R9. 2   | 市議会所管事務調査で後期計画を説明             |            |           |
|       | R9. 4   | 後期計画の取組実施                     | 適正管理の取組実施  | 使用料等を見直し  |

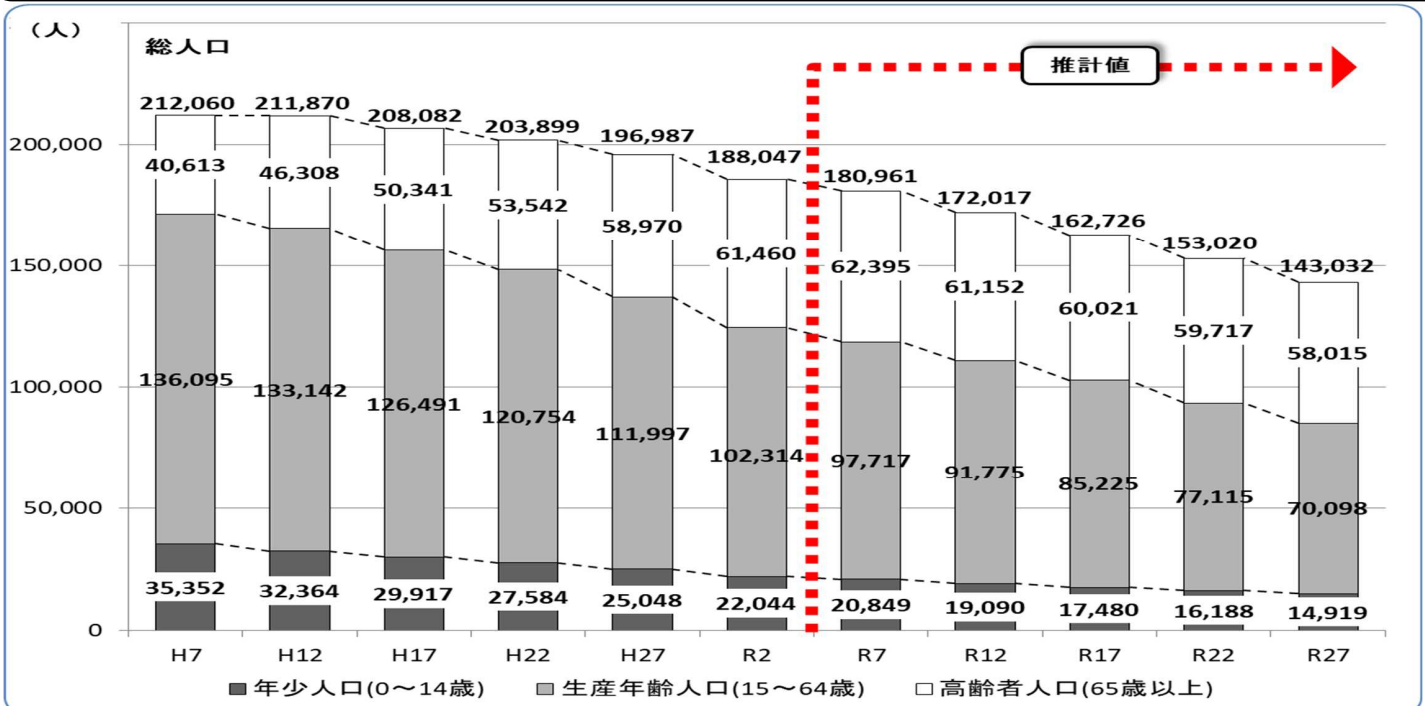
7

# 【参考資料】

## ※上越市公共施設等総合管理計画の主な内容

### 1 公共施設等を取り巻く現状と課題 … 人口減少

- 人口減少や、少子化・高齢化による年齢構成の変化に伴い、市民ニーズの量と質の変化が見込まれる中、本市が所有する各種の施設について、改めて公共関与の必要性や妥当性を精査し、民間等による機能の代替可能性等を検討する一方、行政需要への的確な対応に向け、施設が有する機能等をいかに最適化していくかが課題



出所：国勢調査、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成30年3月推計）」から作成

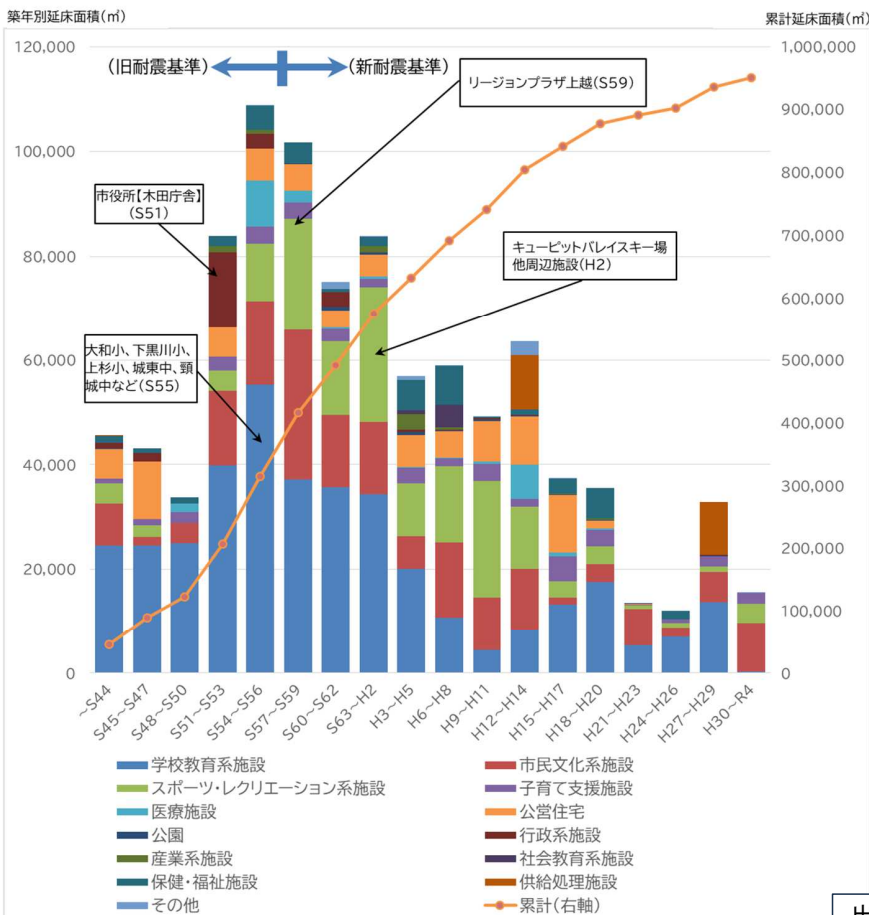
## 2 公共施設等を取り巻く現状と課題 … 機能重複

- 合併前の段階において、各自治体がフルセットによる施設整備を進めてきたこともあり、類似施設がいくつも存在する一方、施設の種別によっては、配置に偏りがあるなど不均衡な状況
- 市内各地域の人口動態が異なる中、施設の目的と利用圏域（施設を使用する利用者のエリア）の視点からの整理とともに、地域バランスを考慮した配置をいかに進めていくかが課題

| 用途            | 施設カテゴリー          | 施設数                   |                        |                 | 用途  | 施設カテゴリー      | 施設数                   |                        |                 |
|---------------|------------------|-----------------------|------------------------|-----------------|---|--------------|-----------------------|------------------------|-----------------|
|               |                  | R7. 4. 1<br>時点<br>(A) | H27. 4. 1<br>時点<br>(B) | 増減<br>(A) - (B) |   |              | R7. 4. 1<br>時点<br>(A) | H27. 4. 1<br>時点<br>(B) | 増減<br>(A) - (B) |
| 学校教育系施設       | 小学校              | 44                    | 52                     | ▲ 8             | 産業系施設   | 食料等販売施設      | 1                     | 1                      | 0               |
|               | 中学校              | 20                    | 22                     | ▲ 2             |   | 産業振興施設       | 2                     | 2                      | 0               |
|               | 幼稚園              | 1                     | 1                      | 0               |   | 産業関連施設（その他）  | 2                     | 3                      | ▲ 1             |
|               | 給食センター           | 3                     | 4                      | ▲ 1             |   | 公営住宅         | 48                    | 50                     | ▲ 2             |
| 児童福祉施設等       | 保育園              | 35                    | 45                     | ▲ 10            | 公園施設  | 中規模公園        | 6                     | 11                     | ▲ 5             |
|               | 児童館              | 5                     | 6                      | ▲ 1             |   | 農村公園         | 77                    | 78                     | ▲ 1             |
| 保健・福祉・医療施設    | 地域福祉拠点施設         | 2                     | 3                      | ▲ 1             |   | 児童遊園         | 73                    | 76                     | ▲ 3             |
|               | 養護老人ホーム、軽費老人ホーム等 | 3                     | 3                      | 0               | 市民文化系施設   | 基幹的総合施設      | 6                     | 5                      | ▲ 1             |
|               | 在宅複合型支援施設        | 1                     | 1                      | 0               |   | 学習施設         | 7                     | 11                     | ▲ 4             |
|               | 高齢者共同住宅、生活支援ハウス  | 5                     | 6                      | ▲ 1             |   | 生涯学習センター     | 10                    | 12                     | ▲ 2             |
|               | 高齢者交流施設          | 3                     | 7                      | ▲ 4             |   | 公民館          | 40                    | 78                     | ▲ 38            |
|               | 屋外ゲートボール場        | 4                     | 9                      | ▲ 5             | 地区集会施設  | 16           | 23                    | ▲ 7                    |                 |
|               | 屋内ゲートボール場        | 8                     | 9                      | ▲ 1             | コミュニティプラザ   | 13           | 13                    | 0                      |                 |
|               | 母子生活支援施設         | 0                     | 1                      | ▲ 1             | 貸館・交流施設   | 18           | 19                    | ▲ 1                    |                 |
|               | 児童養護施設           | 1                     | 1                      | 0               | 社会教育系施設   | 図書館          | 4                     | 15                     | ▲ 11            |
|               | 保健センター           | 9                     | 11                     | ▲ 2             |   | 博物館・文化歴史関係施設 | 16                    | 16                     | 0               |
| スポーツ施設        | 医療機関             | 10                    | 10                     | 0               | 供給処理施設  | 廃棄物処理施設      | 2                     | 3                      | ▲ 1             |
|               | 体育館              | 19                    | 21                     | ▲ 2             | その他   | 無料駐車場        | 13                    | 14                     | ▲ 1             |
|               | 野球場・ソフトボール場      | 8                     | 12                     | ▲ 4             |   | 有料駐車場        | 6                     | 7                      | ▲ 1             |
|               | 多目的広場・グラウンド      | 12                    | 13                     | ▲ 1             |   | 斎場           | 2                     | 2                      | 0               |
|               | テニスコート           | 7                     | 13                     | ▲ 6             |   | 霊園           | 4                     | 4                      | 0               |
|               | プール              | 3                     | 4                      | ▲ 1             |   | 行政庁舎         | 4                     | 4                      | 0               |
|               | スポーツ施設（その他）      | 4                     | 4                      | 0               |   | 合計           | 612                   | 762                    | ▲ 150           |
| 観光・レクリエーション施設 | 日帰り温泉施設          | 5                     | 9                      | ▲ 4             | ※上記施設数は、条例で定められた公の施設及び市役所等の行政庁舎数。行政庁舎は、市役所、公の施設となるコミュニティプラザに併設されていない安塚・牧・名立区総合事務所をいう。 |              |                       |                        |                 |
|               | 宿泊温泉施設           | 6                     | 8                      | ▲ 2             |   |              |                       |                        |                 |
|               | 交流宿泊施設           | 5                     | 6                      | ▲ 1             |   |              |                       |                        |                 |
|               | 観光施設             | 6                     | 9                      | ▲ 3             |   |              |                       |                        |                 |
|               | 飲食施設             | 2                     | 3                      | ▲ 1             |   |              |                       |                        |                 |
|               | 農林水産業振興施設        | 3                     | 7                      | ▲ 4             |   |              |                       |                        |                 |
|               | キャンプ場            | 2                     | 5                      | ▲ 3             |   |              |                       |                        |                 |
|               | 市民の森             | 2                     | 6                      | ▲ 4             |   |              |                       |                        |                 |
| 観光・レク施設（その他）  | 4                | 4                     | 0                      |                 |   |              |                       |                        |                 |

2

## 3 公共施設等を取り巻く現状と課題 … 老朽化、費用等



- 築30年を経過している公の施設が約6割を占めており、今後、施設の躯体を始め設備の老朽化への対応が必要
- また、利用者の安全安心の確保に向け、耐震化への継続的な対応が必要なことに加え、施設のバリアフリー化や省エネへの対応などのほか、エネルギー価格高騰等を踏まえ時代のニーズに即した施設の改修への対応が必要
- 今後、増大が懸念される施設更新費用や維持管理費用の低減化、平準化をいかに図っていくかが課題

出所：上越市公共施設等総合管理計画（R6年3月改訂）

3

# 公の施設白書

（令和6年度実績・新道区抜粋版※）

※全体版は市ホームページでご確認ください

新潟県上越市  
（財務部資産活用課）



## 1 はじめに（公の施設白書の公表の目的）



当市では、人口減少や経済の停滞など社会情勢が大きく変化し、公の施設に求められる市民のニーズも多様化していることから、公の施設の利用者は直近10年で29%減少し、使用料収入は13%減少しています。一方では、施設の老朽化による修繕の多発や物価高騰等により、維持管理経費は直近10年で18%増加しています。

また、全国的な社会問題として、昭和50年代以降に開設された施設の老朽化が進み、今後、一斉に大規模な修繕や更新を迎える中、多くの施設を維持していくことは極めて困難な状況であり、当市も例外ではありません。

このため、将来的にも市民の皆さんが真に必要なとする施設や機能を安定的・継続的に提供するためには、施設の機能集約や休廃止は避けられない状況であり、次世代の負担の軽減を考慮すると、一刻も早く検討を進める必要があります。

本施設白書は、当市の公の施設に関する理解を深め、建設的な議論を進めていくために、その基礎資料となる施設の現状を取りまとめ、公表するものです。

## 2 公の施設の現状（全体）

### 【公共施設等を取り巻く現状と課題 … 利用実態】

- 人口減少等に伴い、施設の利用者数は約28.7%減少している（この間の当市の人口は、H27年1月末200,032人⇒R7年1月末180,207人と約10%減少）。
- 利用者数の減少等に伴い、使用料収入も約5.0億円減と大幅に減少している。  
**【参考①】 R6年度の使用料+利用料金…4,367,208千円（H26年度比▲830,942千円（▲16.0%））**  
**【参考②】 R6年度の受益者負担割合（近似値）…34.4%（H26年度比▲14.4ポイント）**
- 物価高騰や労務費の上昇等により、修繕料及び工事請負費を除く維持管理経費は約19億円増と約18.0%増額している。
- 公費投入額が約4.7億円減と大幅に減少しているが、これは、大規模改修等に係る有利な起債等（公共施設等適正管理推進事業債）の創設等が要因と考えられる。

|                         | H26年度      | R6年度       | 増減                     |
|-------------------------|------------|------------|------------------------|
| ①利用者数（人）                | 6,238,217  | 4,445,144  | ▲1,793,073<br>（▲28.7%） |
| ②収入（千円）                 | 4,935,791  | 6,350,865  | 1,415,074              |
| ③②のうち使用料（千円）            | 3,775,084  | 3,271,368  | ▲503,716<br>（▲13.3%）   |
| ④支出（千円）                 | 13,913,383 | 14,861,395 | 948,012                |
| ⑤④のうち修繕料・工事請負費を除く維持管理経費 | 10,650,474 | 12,565,569 | 1,915,095<br>（18.0%増）  |
| ⑥公費投入額（千円）【④－②】         | 8,977,592  | 8,510,530  | ▲469,769               |

2 ※R6年度時点で存在する公の施設のうち、H27年度以降に新設した施設等を除く588施設を基に比較

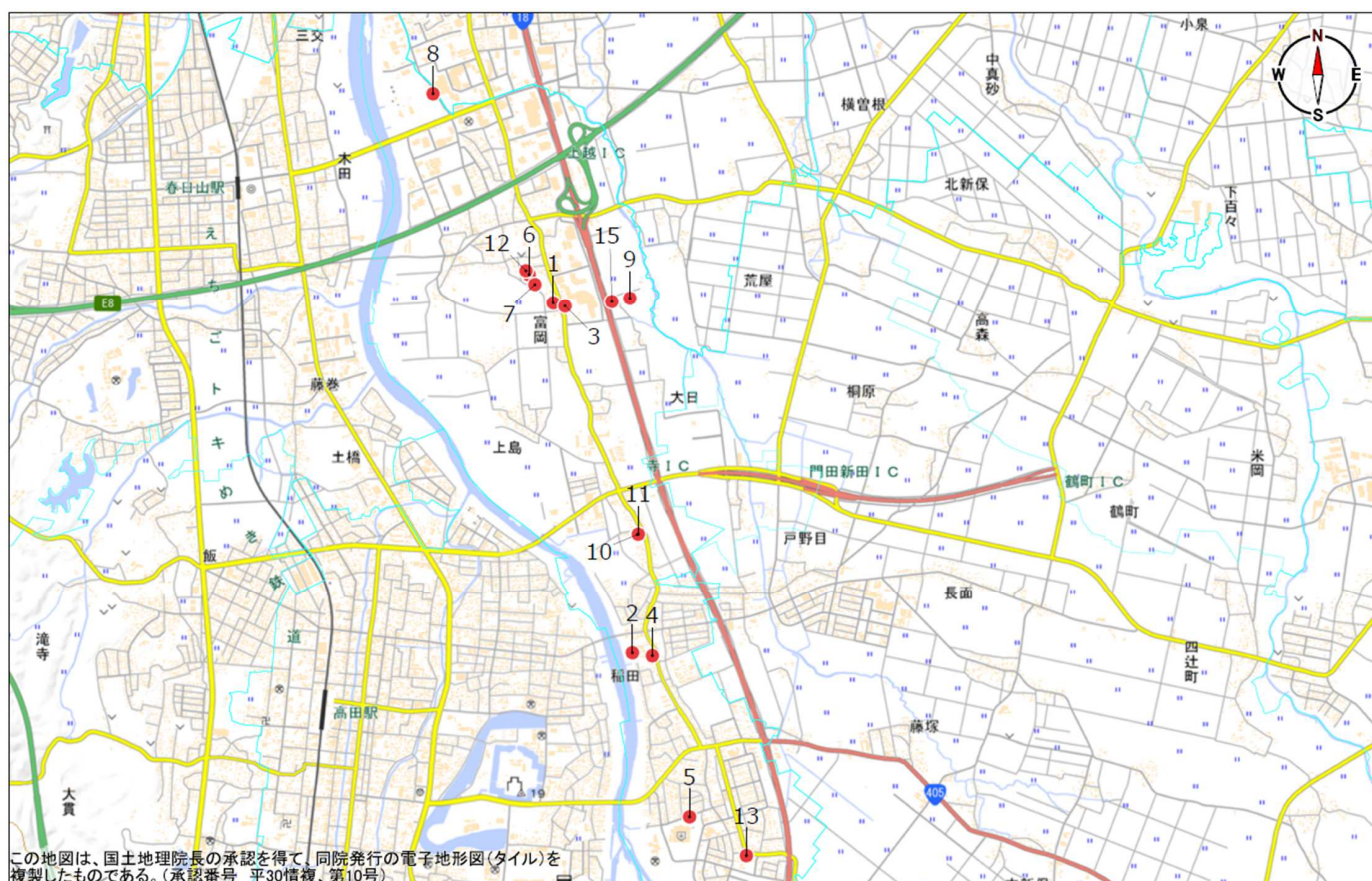
## 3 公の施設の現状

### 1 施設毎の状況（令和7年4月1日現在）

| No. | 施設名           | 施設カテゴリー   | 構造   | 経過年数/耐用年数 | 延床面積(m <sup>2</sup> ) | 利用者数(人) | 公費負担額(千円) | 利用者1人当たり経費(円) | 管理形態 | 取組方向  |
|-----|---------------|-----------|------|-----------|-----------------------|---------|-----------|---------------|------|-------|
| 1   | 上越市立富岡小学校     | 小学校       | コンクリ | 49/47     | 2,606.00              | 97      | 23,675    | 244,072       | 直営   | 別の計画等 |
| 2   | 上越市立稲田小学校     | 小学校       | コンクリ | 43/47     | 5,858.00              | 278     | 32,267    | 116,068       | 直営   | 別の計画等 |
| 3   | 富岡児童館         | 児童館       | 木造   | 59/22     | 234.61                | 0       | 0         | -             | -    | 休止中   |
| 4   | 稲田保育園         | 保育園       | コンクリ | 41/47     | 517.90                | 49      | 35,315    | 720,714       | 直営   | 別の計画等 |
| 5   | 子安保育園         | 保育園       | 木造   | 47/22     | 508.52                | 61      | 45,370    | 743,770       | 直営   | 別の計画等 |
| 6   | 富岡保育園         | 保育園       | コンクリ | 42/47     | 523.37                | 62      | 45,070    | 726,935       | 直営   | 別の計画等 |
| 7   | 中部ゲートボールハウス   | 屋内ゲートボール場 | 鉄骨   | 33/34     | 1,148.33              | 10,295  | 1,181     | 115           | 直営   | 現状維持  |
| 8   | 藤野野球場         | 野球場       | -    | 43/-      | 0.00                  | 6,197   | 1,959     | 316           | 指定管理 | 現状維持  |
| 9   | 少年野球場         | 野球場       | -    | 34/-      | 0.00                  | 13,074  | 1,950     | 149           | 指定管理 | 現状維持  |
| 10  | 新道地区公民館       | 公民館       | コンクリ | 44/50     | 341.68                | 3,492   | 3,408     | 976           | 直営   | 現状維持  |
| 11  | 新道地区多目的研修センター | 地区集会施設    | コンクリ | 44/50     | 341.68                | 0       | 0         | -             | 直営   | 現状維持  |
| 12  | 農業研修センター芙蓉荘   | 貸館・交流施設   | コンクリ | 46/50     | 853.27                | 6,586   | 5,186     | 787           | 直営   | 廃止    |

| No. | 施設名           | 施設カテゴリー | 構造   | 経過年数/耐用年数 | 延床面積 (m <sup>2</sup> ) | 利用者数 (人) | 公費負担額 (千円) | 利用者1人当たり経費 (円) | 管理形態 | 取組方向  |
|-----|---------------|---------|------|-----------|------------------------|----------|------------|----------------|------|-------|
| 13  | 市営住宅 子安住宅     | 市営住宅    | コンクリ | 21-22/47  | 3,681.23               | 67       | -2,253     | -33,627        | 直営   | 別の計画等 |
| 14  | あじさい公園        | 農村公園    | コンクリ | 45/38     | 4.50                   | 0        | 32         | -              | 直営   | 別の計画等 |
| 15  | 富岡パークアンドバスライド | 無料駐車場   | -    | 25/10     | 0.00                   | 0        | 171        | -              | 直営   | 別の計画等 |
| 小計  |               |         |      |           |                        | 40,258   | 193,331    | 4,802          |      |       |

## 2 位置図



# 基本情報に関する凡例①

## 1 施設毎の状況

| No. | 施設名   | 施設カテゴリー | 構造 | 経過年数<br>/耐用年数 | 延床面積<br>(㎡) | 利用者数<br>(人) | 公費負担額<br>(千円) | 利用者1人<br>当たり経費<br>(円) | 管理<br>形態 | 取組<br>方向 |
|-----|-------|---------|----|---------------|-------------|-------------|---------------|-----------------------|----------|----------|
| 1   | ●●●●● | ●●      | ●● | ●/●           | 123,456.78  | 123,456     | 123,456       | 123,456               | ●●       | ●●       |

- 「施設カテゴリー」は、主に第4次上越市公の施設の適正配置計画に掲げる施設カテゴリーを使用
- 「構造」は、コンクリ・鉄骨・木造・ーを表記
  - コンクリ：鉄筋コンクリート造（RC造）、鉄骨鉄筋コンクリート造（SRC造）、補強コンクリートブロック造（CB造）。一部鉄骨造りを含む。
  - 鉄骨：鉄骨造（S造）
  - 「ー」：屋外ゲートボール場や野球場・ソフトボール場等、主な用途を備える建物がない施設
- 「経過年数」は、令和7年4月1日現在の施設の経過年数。市営住宅のように、複数の建物があり、建築年数が異なる場合は「20-25/47」のように幅を持たせて表記。
- 「耐用年数」は、主な建物（構造物）の「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」による耐用年数。屋外ゲートボール場や多目的広場・グラウンド等、主な用途を備える建物がない施設は「ー」と表記。
- 「利用者数」は、令和6年度の利用者数
  - 農村公園や休止施設等、施設の性質上、利用者数を把握できない施設は「ー」
  - 特定の人が通園、通学する施設は、令和7年5月1日現在の園児、児童、生徒数
  - 公営住宅や生活支援ハウス等、特定の人が居住する施設は、令和7年5月1日現在の居住者数
  - 霊園は、利用区画数
  - 斎場は、利用件数（火葬炉利用件数、動物含む）

6

# 基本情報に関する凡例②

| No. | 施設名   | 施設カテゴリー | 構造 | 経過年数<br>/耐用年数 | 延床面積<br>(㎡) | 利用者数<br>(人) | 公費負担額<br>(千円) | 利用者1人<br>当たり経費<br>(円) | 管理<br>形態 | 取組<br>方向 |
|-----|-------|---------|----|---------------|-------------|-------------|---------------|-----------------------|----------|----------|
| 1   | ●●●●● | ●●      | ●● | ●/●           | 123,456.78  | 123,456     | 123,456       | 123,456               | ●●       | ●●       |

- 「公費負担額」は、令和6年度の支出額（投資修繕等に係る経費を除いた維持管理経費）から収入額（投資修繕等に係る国庫補助金等を除いた額）を差し引いた額
- 「利用者1人当たり経費」は、令和6年度の公費負担額を利用者数で除した額
- 「管理形態」は、直営・直営（業務委託）・指定管理の別を表記
- 「取組方向」は、第4次上越市公の施設の適正配置計画（計画期間はR3年度～R12年度）で位置付ける施設の取組方向を次のとおり表記。また、「取組方向」において、適正配置計画の対象ではない小中学校や保育園等の施設は「別の計画等」と表記。
  - 現状維持：適正な維持管理を行い、活用すること
  - 廃止：施設の設置条例を廃止すること（公の施設ではなくなる）
  - 休止：施設（機能）の使用を一定の期間止めること
  - 貸付又は譲渡：施設を特定の利用者に貸し付けるか、所有権を民間又は地域等へ有償又は無償により譲り渡すこと
  - 用途変更：施設の設置目的を他の目的に変更すること
  - 後期に適正配置：計画後期（当初はR8年度～R12年度でしたが、R9年度～R12年度に変更しました）に適正配置を実施すること
  - 引き続き協議：取組の方向性を地域住民等と引き続き協議し方向性を決定すること

## 2 位置図

- 位置図上の番号は、「1 施設毎の状況」の表中のNo.の施設を表記している。
- 建物がない公園施設は、位置図を省略している。

7

自主的な審議のフレームワーク

| プロセス             | 内容                                     | 課 題  |   |   |  |  |
|------------------|--|--|---|---|--|--|
|                  |  | 南～北間の地域間交流   | 新道地区からの眺望の良さ  | 地域一帯が花で彩られていること   | 誰もが通りやすい道の確保   |  |
| 課題の設定            | 起きているよくない現象・将来発生する可能性がある事象などを定義する。     | 北部と中部・南部との人的交流が希薄。   | 新道地区内から見える山々等の眺望がよい。  | 河川敷や中央橋、主要施設等が花で彩られている。   | 県道は自転車・歩行者が通りにくく、ドライバーは配慮が必要。  |  |
| 原因(問題)分析         | 何が原因で課題が発生しているのか明確にする。現状と理想のギャップを分析する。 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・県道が狭く、南北のアクセスが悪い。</li> <li>・2つの小学校区があり、交流が少ない。</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・関川や河川敷、バイパス、商店街、田園など、新道地区内に様々な景観がある。</li> </ul>                     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・町内、市民活動団体、企業などがそれぞれ植栽活動を行っている。</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・県道の道幅が狭い。歩道も狭く段差が大きい。</li> <li>・雁木は、歩行者が天候に左右されず通れ、安全も確保できるが、民地であり、凸凹していて歩行しにくい。</li> <li>・自転車の走行スペースが確保されていない。</li> </ul> |  |
| 具体的な解決策を導くための方針等 | 地域や社会情勢に合った条件や方針を整理する。                 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域ごとに異なる課題から共通点を見つける（既存の団体・活動をいかす）</li> <li>・地域全体で統一感のある取組とする</li> <li>・既存団体の連携・交流・支援（必要に応じて活動内容の見直し）</li> </ul>   |   |   |  |  |
| 解決策の方向性          |  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・新道区全体での交流イベントの実施</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・植栽等による新道区内の関川河川敷の景観整備</li> <li>・地域全体で連携した花の植栽活動</li> </ul>          | <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域全体で連携した花の植栽活動</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・植栽等による新道区内の関川河川敷の景観整備</li> <li>・バイパスの活用による地域内の交通量の削減</li> </ul>  |  |
| 具体的な解決策          | 考えられる解決策をできる限り挙げていき、優先順位をつける。          | <p>植栽活動で地域間交流の促進を図り、地域の一体感を育む</p> <p>○実施内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・花の統一（色、種類 など）</li> <li>・開花時期の統一（期間を定めて実施 など）</li> <li>・場所の統一（県道沿い、河川敷、橋 など）</li> </ul> <p>※実施の工夫</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・団体の活動を尊重し、個別に活動する</li> <li>・個人（各戸の軒先 等）での参加も可</li> </ul> |   |   |  |  |
| テーマ名称の決定         | テーマ=目標を共有することで、協議する内容を明確にする。           | <p><b>テーマ名称（仮称）：花でつながる シン・<sup>ドウ</sup>道</b></p> <p>新道区の課題を整理する中で、「道」からみた地域課題として、地域間交流の促進や地域の一体感を育むことが挙げられた。新道区で盛んに実施されている植栽活動をいかし、花のつながりから、人と地域の新しい「つながり＝道」を生み出すことで課題の解決を目指す。</p>   |   |   |  |  |
| 解決策のための協議事項      | 「解決策」を提案するにあたり、整理する事項                  | <p>○実施時期 … 開花時期の統一</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・開花時期</li> <li>・事業開始時期</li> <li>・</li> <li>・</li> </ul>  | <p>○実施内容 … 花の統一</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・色</li> <li>・種類</li> <li>・</li> <li>・</li> </ul> | <p>○周知方法</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・</li> <li>・</li> <li>・</li> </ul> <p>○関係機関や団体</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・</li> <li>・</li> <li>・</li> </ul> <p>○その他（調整、確認事項）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・</li> <li>・</li> <li>・</li> </ul> | <p>○実施場所 … 場所の統一</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県道沿い</li> <li>・河川敷</li> <li>・橋</li> <li>・</li> <li>・</li> </ul>                                       | <p>○実施者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・</li> <li>・</li> <li>・</li> <li>・</li> </ul> |